

県郷亭里制度の原理と由来

古賀登

【要約】 秦漢の県郷亭里制は、伝文に矛盾があり、漢代の統計ともあわないとして、種々問題とされてきたが、秦の商鞅の阡陌制を、縦五千歩、横二千四百歩（×二）の道によって百頃の耕地を十区劃つくり、核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてた制度とし、一郷＝一阡陌、千五百戸（うち五百戸城内）、都郷＝二阡陌、県＝一都郷、三下郷、百里四方、十里に一亭、百里に一都郷をおいたとすると、すべての伝文を矛盾なく解釈できるだけでなく、統計と一致する。漢代の統計によると、一県＝耕地五千頃、可耕地未墾田二万頃、邑居山川林沢一万二千五百頃である。これは、魏の李愷のいう地方百里の侯國の墾田対邑居山川林沢の比と一致する。これによってみると、秦漢の県郷亭里制は、李愷の尺地力説と商鞅の阡陌制によったものであったと認められる。

史林 五六卷二号 一九七三年三月

まえがき

さきに私は、漢の長安城の建設プランを検討し、漢の長安城は、秦漢の村落・都市制度の県郷制の県（＝都郷）の制度を基礎として造られたものであり、その県郷制は、秦の商鞅の阡陌制によって作られたものであり、その阡陌制とは、渭水などの大河に流入する諸川を利用して灌漑し、五千歩の幹線道路の左右に二千四百歩の支線道路を五本ずつ造り、支線道路の左右にそれぞれ五十頃の耕地をひらき、それを核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてたものであり、そして商鞅は、これを原型として既存の耕地・聚落を整理し、一阡陌によってできた聚落を郷とし、そのうち二阡陌に発達した大郷に県治をおき、それを都郷とよび、それにおおむね百里四方内にある諸郷を管轄させた、と推定した^①。

ところで、いうまでもなく、秦漢の村落・都市制度は、県・郷・亭・里によって成り立っていた。そこでつぎに、県郷亭里制度についての卑見の概要をのべ、大方の御叱正をおおぎたいと思う。

① 古賀登「漢長安城の建設プラン——阡陌・県郷制度との関係を中心として——」『東洋史研究』第三二卷第二号、一九七二年

一 問題の所在

秦漢の村落・都市制度は、県・郷・亭・里から成り立っていた。この県郷亭里制度は、おそらく秦の天下統一期に制度化され、漢がそれを継承したものであろうが、この県郷亭里制度については、なお未解決の問題がいくつかある。

(1) 『風俗通』に「國家の制度、大率十里一郷」とあり、『続漢書』卷二八「百官志」五に「里に里魁あり、民に什伍あり。善惡もって告す。(晋の司馬彪の)本注にいう。里魁は一里百家を掌どる。什主は十家、伍主は五家、以って相檢察す。民に善事あらば、以って監官に告ぐ、と」とあって、これによると、百家一里、十里一郷、そして五家ごとに伍主、十家ごとに什主をおいたことになる。

しかるに、『漢書』卷二八下「地理志」に、天下の戸数、千二百二十三万三千六十二とあり、同書卷一九上「百官公卿表」に、天下の郷数、六千六百二十二とあり、ともに漢平帝の元始二年(紀元後二)の統計と認められるが、この戸数を郷数で割ると、一郷千八百四十七戸となり、従って、もし百家一里とすると、十八里一郷となり、またもし十里一郷とすると、百八十七家一里となってしまう。

いったい、秦漢に百家一里、十里一郷という制度があったというのは、誤伝ないしは後世の附会であろうか。それとも、制度としては存在したが、実際には行なわれていなかったと解釈すべきであろうか。また、里制と関係があると認められる什伍の制とは、どのようなものであったか。

(2) 『風俗通』に「十里一郷」とあるのに、『漢書』「百官公卿表」に「大率十里一亭、亭に長あり。十亭一郷、郷に三老・有秩

・畜夫・游徼あり」とあり、もしこの里を里居の里とすると、十里一亭、百里一郷となり、明らかにさきの『風俗通』の記事と矛盾する。しかも、『漢書』「地理志」所載の戸数を、同書「百官公卿表」所載の亭数二万九千六百三十五で割ると、一亭四百十二戸となり、従って、もし百家一里とすると、四里一亭となり、また亭数を郷数で割ると、四亭一郷となってしまふ。

といった、これをどう解釈すべきか。

(3) 『統漢書』「百官志」の劉昭注補所引の『漢官儀』に、「十里に一亭を設く。亭長・亭候あり。五里一郵、郵間相去る二里半。姦盜を司どる」とあるが、十里一亭と五里一郵の關係はどうなっていたのか。

また、五里一郵とあるのに、郵間相去る二里半というのは、どういうことか。

(4) 『漢書』「百官公卿表」に「県は大率方百里。その民稠おほければ則ち減じ、稀すかければ則ち曠ひろぐ。郷・亭またかくの如し。みな秦制なり」とあるが、県・郷・亭の大きさと、それぞれの關係はどうなっていたのか。

① ということである。これらのことについては、すでに幾多の研究があるが、いずれにしても、残存する史料が僅少なうえに、それらが相互に矛盾しているため、それらすべてを満足させられるような答えを出すことは、極めて困難である。そこで、つぎに、それらのことについて、逐一検討してみよう。

① 県郷亭里制度に関する従来の研究については、池田雄一「漢代における里と自然村について」(『東方学』第三八輯、一九六九年)の注
 代郷里制の前提」(『史学研究』第一一三号、一九七一年)、佐藤武敏
 (1)を参照されたい。それ以後のものに、越智重明「漢魏晉南朝の郷・
 商映の県制に関する覚書」(『中国史研究』六、一九七一年)がある。

二 百家一里、十里一郷と什伍について

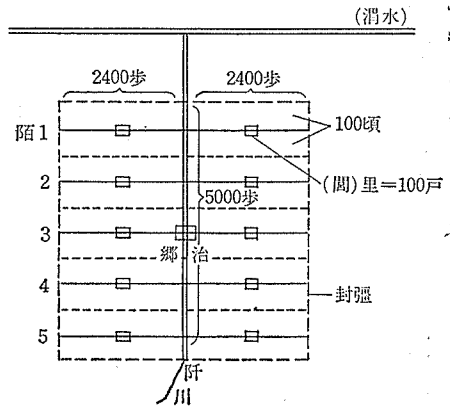
先述のように、阡陌制とは、私見によれば、渭水などの大河に流入する諸川を利用して灌漑し、長さ五千歩の幹線道路の左右に、長さ二千四百歩の支線を五本ずつつくり、支線道路の左右にそれぞれ五十頃の耕地をひらき、それを核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてた制度である。支線の水が左右五十頃ずつ、計百頃の耕地を灌漑したゆえ、この道を陌とい

い、幹線の水が左右五百頃ずつ、計千頃の耕地を灌漑したゆえ、その道を阡
 といった。商鞅はかくして阡陌を開くとともに、大家族を核家族に分解し、
 それらの耕地を核家族の成年男子に一頃ずつ割りあてた。その成年男子が同
 時に戦士であるゆえ、阡陌制は「かつ耕し、かつ戦う」耕戦制といわれてい
 るのである。だから、ここに一陌に核家族百戸、一阡に核家族千戸の聚落が
 できたわけであるが、私は、それらの農民は、各陌の上におかれた特定住居
 区に住んでいたとし、それが(閭)里であるとし、そして一阡十里を郷と
 したとし、郷治は、第三番目の陌が阡と交わるところにおかれたと解した。
 これを図説すれば図Iのごとくである。そして商鞅は、これを原型として既
 存の耕地・聚落を再編成したのであった。

ところで、漢元始二年の統計と認められる『漢書』「地理志」所載の天下の戸数を、同じく元始二年の統計と認められ
 る同書「百官公卿表」の天下の郷数で割ると、一郷平均、一二二三〇六二戸÷六六二二郷＝一八七四戸となる。従って、
 一里＝一〇〇戸とすると、一郷＝一八里、また、もし一〇里＝一郷とすると、一里＝一八七戸になってしまう。

たしかに漢代の一里を百戸といっているのは、晋の司馬彪だけであって、漢代の史料にはそのような制度があったこと
 を示すようなものは、一つもない。それゆえ、岡崎文夫氏は、『統漢書』「百官志」の司馬彪の本注にいう「一里百家」
 という伝文は、晋制によるものであり、漢代の里に一定の戸数を含むというふしはないとされ、同じく漢代の里を自然村
 落とする鎌田重雄^②、伊藤徳男^③、桜井芳郎^④、小畑龍雄^⑤、清水盛光^⑥、松本善海^⑦、河池重造^⑧、大淵忍爾^⑨、敵耕望^⑩氏は、漢代に
 百家を一里とする規定はなかったとされ、漢代の里を行政区劃とする日比野丈夫氏も、漢代には、自然村落としての里と
 は別に、行政的に区劃した里があったが、その里の戸数は、ある規準があったとしても、百戸というような一定数ではな

図I 百家一里、十里一郷について



かったとされ、同じく里を行政村とする曲守約氏は、一里を二十五家とされ、越智重明氏は、別な角度から漢代の戸を検討され、漢代の戸は、父生存中兄弟同居共財を原則とし、核家族百戸を一里とする制度はなかったとされている。^⑬

しかし、秦の商鞅の開墾と作邑は、主として徙民を用いており、その部落は、核家族百戸からなりたっていた。また、『漢書』の戸数は、六千六百二十二郷で割るべきではない。この郷の中には、県治のおかれた都郷が含まれており、かつ私見によれば、都郷は他の諸郷すなわち下郷の倍であったと見做されるから（図Ⅱ参照）、六千六百二十二郷から同書所載の県数すなわち一千五百八十七都郷を引き、それに一千五百八十七郷の二倍を加えたもので除すべきである。ゆえに、元始二年の一郷の平均戸数は

$$\frac{1123330622戸}{(6622郷 + 1587都郷) \times 2}$$

$$= 1490戸$$

$$= 1500戸$$

である。このうち千戸が陌上におかれた十個の（閭）里に百戸ずつになって住み、五百戸が郷治すなわち郷の中心につくられた郷城内に住んでいたであろう。この城内居住者は、役人・軍人・商人・工業者であったと認められる。秦漢時代の農民が、城郭内に住んでいたか、城郭外に住んでいたか、意見が分かれるが、私は、城外陌上の里に住んでいたと考える。

城内に住んでいた役人・軍人・商人・工業者たちも、百戸一里の編成で居住していた。そのことは、後出の戦国ないし漢代の古城址と認められる河北省武安県の午汲古城の発掘事例からも認められる。^⑭ だから、一郷は、正確にいうと、城外陌上に散在する十里と城内の五里からなりたっていた。そのことは、十五里に郷の総数を掛けた数、すなわち十五里一郷として割り出した天下の里数

$$15里 \times (6622郷 + 1587都郷) \times 2$$

$$= 113135里$$

が、総戸数を百で割った数、すなわち一里 \parallel 一〇〇戸とみた場合の天下の里数

一二二三三〇六二戸十一〇〇戸

\parallel 一二二三三〇里

に極めて近い数が得られることによっても立証されよう。その差は、八三五里、わずかに〇・六パーセントである。漢代の郷制は、正しくは十五里一郷、一城十里で一郷である。それを『風俗通』が「十里一郷」といつているのは、役人・軍人等すなわち支配者層の住む城内の里を除いた城外の里、すなわち直接生産者であり税役をもって国家に奉仕する農民の編成する村落の数をいったものである。

それならば、一郷の大きさは、どれくらいであったか。『漢書』『地理志』に、元始二年の統計と認められる全国墾田総数がのっているが、それによると、八千二百七十万五千三十六頃である。だから、一郷の耕地は

八二七〇五三六頃÷(六六二二郷―一五八七都郷)+(一五八七郷×二)

\parallel 一〇〇七頃

非一〇〇〇頃

である。この額は、さきに私が一阡陌 \parallel 一郷であり、一阡陌 \parallel 一〇〇〇頃とした額と一致する。

それならば、(閭)里の大きさは、どれくらいであったか。商鞅の説を伝えた『商君書』『境内篇』に「よく甲首一を得る者は爵一級を賞し、田一頃を益し、宅九(五の誤り)畝を益す」とある。そこで、一里 \parallel 一〇〇戸とすると、一里の面積は

五畝×一〇〇戸 \parallel 五〇〇畝

となる。商鞅の法は、二四〇歩 \parallel 一畝制であり、かつ前掲の河北省武安県の午汲古城の発掘報告によると、漢代の里は長方形と認められるから、商鞅のつくった里の大きさは、おおよそ

二四〇歩×五〇歩

ではなかったか。『三輔黃圖』卷二「長安九市」の条に「長安、市九あり。各方二百六十六歩……凡そ四里一市をなす」とあり、この里を長方形とすると、一里の大きさは、二六六歩×六六・五歩であり、だいたいこれに近い。

では、『続漢書』「百官志」の什伍とはどのようなものであったか。これが、五人一組に伍長をおき、五十人一組に屯長をおき、五百人一組に五百主をおき、千人一組に二五百主をおいた商鞅の軍制に対応するものであることは、明らかである。ただ、この場合、商鞅の軍制に十人を一組とし、什主をおく制度があったかどうかは、明らかでなく、また、邑制の什伍についても、五人一組に伍長をおいただけで、什伍の什は、語呂をあわせるために付せられたものにすぎないとする桜井芳朗氏の説と、五人一組に伍長をおき、十人一組に什長をおいたとする米田賢次郎氏の説と、十人一組に什長をおいただけで、什伍の「伍」は「くみ」の意味であるとされる越智重明氏の説に分かれる。

私は、什伍の制を、陌の左右に五組ずつ十列につくった耕地に働く戦士たちを、相互に監視せしめた制度と解する立場から、第一の説に近い考えをもつ。勿論、商鞅の軍制に十人一組とする制度があったとすれば、耕戦制度である阡陌制にも什主がおかれたであろう。その場合には、陌の左右の伍を一組とし、十人一組に什主をおいたと考える。かくして、ここにつくられた伍長が、閭里の中でも、秩序維持の責任を負わされたのであった。『漢書』卷七六「韓延寿伝」に「正・五長を置き、相率いるに孝弟を以ってし、姦人を舍めることを得ざらしむ。閭里・阡陌非常あらば、吏すなわち聞知し、姦人あえて里に入るものなし」とあり、唐の顔師古は、この正・五長に注し、「正は今の郷正・里正の若きなり。五長は同伍の中に一人を置きて、長となすなり」といっている。この五長がすなわち什伍の長である。

以上のことから、秦漢時代に百家一里、十里一郷という制度が存在し、かつそれが実際に行なわれていたということができると思う。そして、それは秦の商鞅がつくった阡陌制によったものであった。

- ① 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂、一九三二年）五七九—五八一頁。
- ② 鎌田重雄「漢代郷官考」（『史淵』第七卷第一号、一九三七年）。ただし、氏は、同論文を同氏著『秦漢政治制度の研究』（一九六二年）の「郷官」に収めるにあたり、後出の日比野丈夫説に近い考え方に訂正されている。
- ③ 伊藤徳勇「漢代の郵について」（『東洋学報』第二八卷第三号、一九四一年）
- ④ 桜井芳郎「漢代の三老について」（『加藤博士還暦記念東洋史集説』一九四一年、所収）
- ⑤ 小畑龍雄「漢代の村落組織に就いて」（『東亜人文学報』第一卷第四号、一九四二年）
- ⑥ 清水盛光「中国の郷村統治と村落」（『社会権成史体系』一九四九年、一九二〇頁）。『中国郷村社会論』一九五一年、第一篇、第一章、二四—二六頁）
- ⑦ 松本善海「秦漢時代における村落組織の編成方法について」（『和田博士還暦記念東洋史論集』一九五一年、所収）、同「秦漢時代における亭の変遷」（『東洋文化研究所紀要』第三冊、一九五二年）
- ⑧ 河池重造「赤眉の乱と後漢帝国の成立について」（『歴史学研究』一六一号、一九五三年）。氏は、里は自然村落であるが、百戸前後であったといわれる。
- ⑨ 大淵忍爾「中国における民族宗教の成立」(2)（『歴史学研究』一八一号、一九五五年）
- ⑩ 敵耕望「中国地方行政制度史」上編(一)（『中央研究院歴史語言研究所專刊』四五、一九六一年）二四三頁。
- ⑪ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」（『東洋史研究』第一四卷第一

- ・二合併号、一九五五年）
- ⑫ 曲守約「漢代之亭」（『大陸雜誌』二二卷二期、一九五五年）
- ⑬ 越智重明「漢時代の戸と家——主として戸籍制度面からみた——」（『史学雑誌』第七八編第八号、一九六九年）
- ⑭ 宮崎市定氏は、古くから城郭内居住を主張され（説史御記——漢代の郷制——）『史林』第二一卷第一号、一九三六年、「中国における聚落形体の変遷について——邑・国と郷・亭と村とに対する考察——」『大谷史学』第六卷、一九五八年、「中国における村制の成立」（『東洋史研究』第一八卷第四号、一九六〇年、「漢代の里制と唐代の坊制」（『東洋史研究』第二二卷第三号、一九六二年、「東洋の古代」（『東洋学報』第四八卷第二号、一九六五年、参照）、これを支持する学者も多いが、越智重明氏は「戦国時代の聚落」（『史淵』第一〇三輯、一九七一年）で、郭外居住を主張され、好並隆司氏は「漢代郷里制の前提」で、里はもと城里と熟して使われているように城郭内の組織であったが、漢代になると田里といわれるように城外農村に拡大され、漢は農村の里化を通じて個別的の人身支配を貫徹して行ったといわれる。
- ⑮ 午汲古城については、五井直弘氏が、筑摩書房『世界の歴史』三卷（一九六〇年）の「豪族社会の発展」の中で、『考古通訊』一九五七年第四期誌上に発表された発掘報告にもとづき、これを図解されている。
- ⑯ 桜井芳郎「什伍制度についての考」（『東京学芸大学研究報告』第六号、一九五四年）
- ⑰ 米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について——商鞅変法の一側面——」（『東洋史研究』第二六卷第四号、一九六八年）
- ⑱ 越智重明「什伍制をめぐって」（『東方学』第四一輯、一九七一年）

三 十里一亭、十亭一郷について

1 従来の諸説

では、『漢書』「百官公卿表」にいう「大率十里一亭、十亭一郷」とは、どういうことか。十里一亭のことは、孫星衍の『漢官六種本』の『漢旧儀』、『続漢書』「百官志」の劭昭注補所引の『漢官儀』にもみえ、『漢官儀』の著者応劭は、『百官志』の劉昭注補所引の『風俗通』で「漢家は秦により、大率十里一亭」といつている。

しかし、もしこの里を里居の里とすると、十里一亭、百里一郷となり、これは明らかに『風俗通』の十里一郷と矛盾する。しかも、『漢書』所載の漢元始二年のもの認められる戸口統計、県郷亭数によると、一亭平均の戸数は、一二二三三〇六二戸÷二九六三五亭＝四一二戸、従って一〇〇戸＝一里とすると、四里＝一亭となり、また、一郷平均の亭数は、二九六三五亭÷〔（六六二二郷－一五八七都郷）＋（一五八七郷×二）〕＝三・六亭、従って三・六亭＝一郷となる。

この十里一亭、十亭一郷と、十里一郷という伝文間の矛盾、およびそれと実際の統計とのずれをめぐって、今日までに、つぎのような諸説がある。

(1) 十里一亭を亭間の距離とし、かつ、亭の管轄区域を十里四方とする説

この問題をはじめてとりあげられたのは、岡崎文夫氏である。氏は、亭とは行路の宿舎であり、それゆえ十里一亭とは亭間の距離が十里ということであるが、亭は同時に部落民の簡単な訴訟事を裁判する場所に用いられており、それゆえ十里一亭とは亭が里という部落十個の治安と訴訟を司どるということでもあり、従ってあの場合の「里とは部落という意味に過ぎぬ。蓋し十部落を給ぶる亭の配置は、大体里数によって定められたものであろう」とされ、十里一郷とはそのような亭がいくつか（十亭）集まって一郷をなすと解された^①。この十里一亭を亭間の距離とし、亭長の管轄区域すなわち亭部の大きさを十里四方とした岡崎説は、これを支持する者が多く、伊藤徳男^②、小畑龍雄^③、芳幹^④、松本善海^⑤、王毓銓^⑥、蔡

美彪^⑦、日比野丈夫^⑧、曲守約^⑨、殿耕望^⑩、宮崎市定^⑪、好並隆司^⑫諸氏は、いずれも十里一亭をそのように解釈されている。ただし、亭の下に含まれる里の大きさ、戸口の多少、十亭一郷の解釈、制度と統計とのズレについては、諸家意見を異にする。すなわち、小畑龍雄氏は、『漢書』の原則と実際上の統計とのズレについて「この程度の相違があるということをもそのまま認めておくのが至当ではないだろうか」といっておられるが、労働氏は、村落を指す里とは、本来一定の標準面積をもつ人の住居地域で、戸口の多少には関係がなく、同様に亭・郷・県・郡とも地域を主要な標準として定められたものであり、従って、百家一里、十里一亭、十亭一郷、すなわち一里百家、一亭千家、一郷万家というのは、その上に住む戸口の最大限を示したものである、といわれている。松本善海氏は、十里一亭については岡崎説をとられているが、『漢書』の著者班固が、「十里一亭、十亭一郷」といい、従って、一亭百平方里、一郷千平方里とし、また県の大きさについて「県大率方百里」といい、従って一県一平方里としたのは、十里一亭すなわち一亭百平方里という制度があったのを基礎とし、郷・県の大きさを十進法によって造り出した附会の説であるとされ、王毓銓氏は、亭とは本来軍事施設であり、亭長の任務は「姦盗を司どる」ことにあり、それゆえ亭長は都尉に承望し、下に里を統轄せず、従って、漢代の地方行政組織は郷と里であって、亭を含まないとされ、『漢書』「百官公卿表」の「十亭一郷」は、「十里一郷」の誤りか、ないしは後人の竄改であるといわれ、これに対し蔡美彪氏は、亭長は警察のみならず徭役負課にもかかわっており、県が郷を総べ、郷が亭を総べ、亭が里を総べたことは疑いなく、むしろあいまいなのは「十里一郷」の方であるといわれている。また日比野丈夫氏は、亭について、労働・松本・王説を発展させ、亭とは、土地の所在を示し、地籍を編成する単位であり、漢の地方制度は亭部が集まって郷をなし、そこに含まれる人戸が適宜に分けられて里とされたのであるとされ、従って里の戸数については、「ある標準はあっても、百戸というような一定数はあるまい」と解され、十里一亭、十亭一郷と十里一郷との矛盾、制度と統計とのズレについては、郷・亭・里の関係をさきのように解される立場から、『漢書百官公卿表』にみえる十里一亭、十亭一郷という表現も、十進法的な積み重ねにさえ目をつむれば、いちがいに誤り

として簡単に捨て去ってしまうわけにはいかない。応劬の十里一郷という表現も、もし十という数字にさえこだわらねば、同時に成立しうるものかも知れぬ」といっておられる。一方、曲守約氏は、十里一亭を十里四方とされているが、その中にある里の戸数は二十五家であったとされている。また宮崎市定氏が、近著において、十里一亭を十里四方と解されながらも、郷・亭・里の關係について、独特な見解を持たれていることは、後に紹介することくである。そして好並隆司氏は、これを阡陌制とからめ、阡Ⅱ百里のタテの道に陌Ⅱ十里の道を直角に交差させ、かくしてできた十里四方の区劃が亭であり、それがタテに十個並んだ短冊型地片が郷であり、郷がヨコに十個並んだ百里四方の区劃であると図解されている。

(2) 十里一亭の里を里居の里とする説

すなわち鎌田重雄氏は、のちに日比野説に近づかれたが、はじめ「漢代郷官考」^⑬では、十里一亭の里を里居の里ととられ、その里は自然村落であるとされ、十里一亭とは十部落に一亭をおき、十亭一郷とは一郷に十亭をおくことであるが、それは「大体の標準」を示したものであるとされていた。また宮崎市定氏は「中国における聚落形体の変遷について」^⑭で、同じくこの里を住宅区ととられ、そして里は城郭内の区劃であるとされ、上古に万国とか千八百国とか称された無数の邑は、いずれも城郭都市であり、漢は、その大きさや重要さによって、上級のものを県とし、中級のものを郷・聚とし、下級のを亭とし、他の新興の聚落とともに三級に分け、県治をおいた大きな郷(Ⅱ郷)に附近の小さな郷を支配させ、郷治をおいた大きな亭(氏はこれを都亭とされる)に附近の小さな亭を支配させたのであり、従って、県・郷・亭とも本質において殆んど同じ聚落で、いずれも周囲に城郭をもち、里と称するものは、その内部の区劃であり、そしてこのようにみると、十里一亭、十亭一郷と十里一郷という互に矛盾する命題も、「十里という数にこだわらず、又それを絶対の原則と立てなければ」「ある程度まで両立しうる」といわれている。ただし氏は、近著「東洋的古代」^⑮で、十里一亭とは、亭と亭との間隔が十里ということであり、従って一亭の支配区域は一辺十里の正方形であり、『漢書』卷二四「食貨志」所

載の魏の李愷の言に、「地方百里、提封九万頃」とある地方百里という諸侯の土地は、凡そ十里四方を単位とする区劃を、凡そ百個集めたもので、その十里四方の区劃の中心の聚落が、漢代に亭に比定された、というようなべられている。

(3) 十里一亭の里を単なる距離の里とする説

これに対し、池田雄一氏は、「亭の本来の意味は、亭候、すなわち候望にあったのであって、亭を行政区劃と解することは、いささか不自然なきがしてならないのである。」「十里一亭の十里は距離——主要な道路に沿って十里を原則として亭を一郷に十個設けたか——であり、十里一郷の里は行政区劃であることとなり」、「このようにみれば「両記事の相違をも同時に満足せしめうる」とされ、越智重明氏も同様に解釈され、県を百里四方ととり、それを数郷にヨコ割りし、その一郷にヨコ一本幹線道路を通し、その上に十里おきに亭がおかれたと図解されている。^⑩

2 私 見

たしかに、亭は、松本善海氏が居延漢簡によって明らかにされたごとく、本来軍事施設で、監視哨(候)と狼煙台(燧)とを兼ね、その大きなものには兵舎があり、国境要衝とか幹線道路の上に一定間隔でおかれたものである。そしてそれは、広勸が「亭は留なり。蓋し行旅の宿会に館とする所なり」と注しているごとく、行旅の舎をも兼ねていた。また、たしかに、亭は一定の区域すなわち亭部を支配し、その長が亭部の郵通・治安確保と地籍管理の責任を負っていた。亭長が亭部の治安の責任を負っていたことは、『漢旧儀』に「十里に一亭を設く。亭長・亭候あり。……姦盜を司どる。亭長は三尺板を持し、以って賊を刻し、索繩して以って盜を収執す」とあるごとくであり、亭長が地籍の管理を行っていたであろうことは、日比野丈夫氏が漢代の地券などによって証明されたごとくである。また、たしかに、亭は県や郷と同じく地方行政区劃の一単位であった。それは宮崎市定氏が明らかにされたように、『統漢書』「郡国志」や『水経注』にみえる亭のうちに、もと春秋・戦国時代の邑や国であったと認められるものがあるという事実によって、疑う余地がない。そして後漢になると、それらが封戸として諸侯に与えられ、亭部なるものができたのである。『宋書』卷四〇「百官志」による

と、県侯が第三品、郷侯が第四品で、亭侯は第五品である。

このように、漢代の亭に種々な機能や性格があったのは、おそらくは勞榦氏や松本善海氏がいわれたように、もと軍事施設としておかれた亭が、沿道の治安確保と駅通制度の維持のため、その長の亭長に警察権が与えられたことから、その管轄区域が設定され、亭長が行政的な性格をおびたためであろう。

だが、ここで注意しなければならないことは、戦国時代の亭が、当然のことながら、すべて漢代に地方行政機関になったわけではなく、依然として軍事施設、行旅の宿舎としてとどまっていたものがあり、また漢代におかれた亭にも、軍事施設、行旅の宿舎としておかれた亭と、地方行政機関とされた亭とがあったということである。つまり、漢代の亭には、国境要衝とか幹線道路の上とか、あるいは城郭の門上とか街上とかに、軍事・警察・駅通の目的でおかれた亭と、聚落内の幹線道路の上に、聚落内の治安確保・郵通制度維持のほか、裁判とか地籍管理をも行っていた亭と二種類があったということである。前者を路亭・街亭とすれば、後者が郷亭である。

だとすれば、十里一亭とは、幹線道路の十里ごとに一路亭をおくということであり、十亭一郷とは、十亭ごとに、すなわち百里おきに一郷をおくということと解釈できよう。おそらくこの郷は、路上一日行程のところに宿場町として発達したものである。そして、その郷は、さきにもみたように、阡の上に発達したものであった。いうまでもなく、この阡は郷内の幹線道路である。だから、この阡の上にも十里おきに一亭がおかれた筈である。某県の某亭、某郷の某亭とある亭が、すなわちこれである。この郷内阡上の亭の長が、郷内の治安確保・郵通制度維持と、亭部の地籍管理の責任を負ったのであり、これにより、この種の亭が亭部という一定管区をもつ地方行政単位となったのである。

それならば、亭部の大きさはどれくらいであったか。従来は、先述のように十里四方と考えられていたが、そうではない。阡には千歩すなわち三・三分の一里間隔に陌が直角に交差しており、そして亭と亭との間隔が十里であるから、亭部の大きさは、阡の左右三分分、計六陌分である。だとすれば、一亭部の大きさは

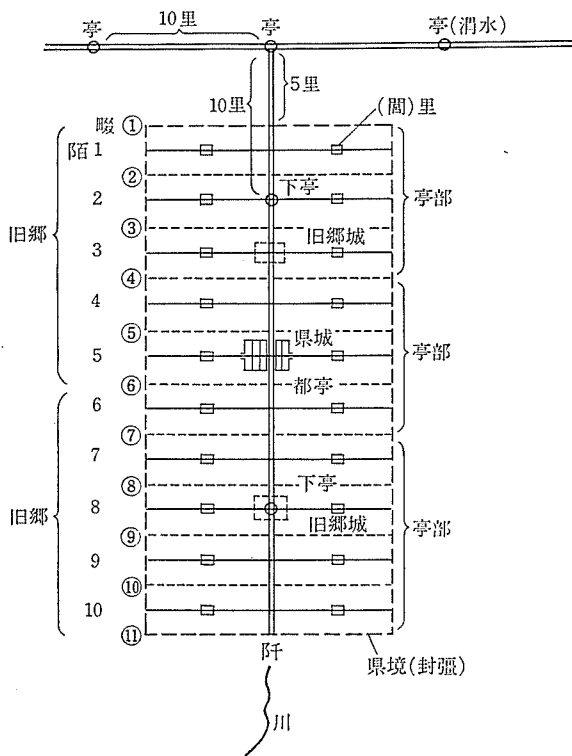
一陌×六〇〇頃×六〇〇頃×六〇〇頃

である。郷内阡上の亭の長は、その地籍を管理したのである。漢代の地券が、耕地の所在を示すのに、「某亭部某佰の北の田」というような書き方をしているのは、そのためである。

おそらく、郷内阡上の亭は、図Ⅱのごとくにおかれたのではあるまいか。私が、路亭から郷までの間に、間隔を五里とったのは、つぎのような理由による。すなわち『礼記』郊特性」第一二に「天子大蜡八、……歳の十二月、萬物を合聚し、索さがしてこれに饗するなり。……郵に及んで噉たがに表す」とある。大蜡

とは、天子が諸神の霊を呼んで、これに饗する祭りである。「郵に及んで噉に表す」とは、宋の朱熹が「郵は郵亭の舎なり。田畔相連なる噉の處に標表し、郵舎を造為す。田峻はこれに居りて以って耕を督する者なり。故にこれを郵表噉という」と注しているごとくであり、噉とは、『説文』に「兩百の間の道なり。廣さ六尺」とある陌と陌との間の境の道である。要するに「郵表噉」とは、天子が噉に来て郵舎をたて、田の神を祭る祭りである。ところが、幹線道路上の亭から郷内阡上の最初の郵のあるところまでの距離は、後述するごとくに五里である。だから、郵舎がおかれた噉すなわち郷の幹線道路側の境は、幹線道路から五里はなれていたということになろう。勿論、『礼記』にせよ『説文』にせよ、太古にあ

図Ⅱ 十里一亭、十亭一郷と十里一郷について



ったと伝えられる井田法を念頭において書かれた記事であるが、このことは、両書の成立した戦国末とか漢代のことをあらわしているともみて、差支えない。以上のことから、私は、十亭おきに幹線道路にそっておかれた郷は、道路から五里はなれていたと考える。だとすれば、郷内阡上の第一番目の亭は、第二番目の阡の上に、第二番目の亭は、第五番目の阡の上にあつた筈であり、そして阡がさらに発達して伸びれば、第三番目の亭は第八番目の阡の上というように、二阡おきにあつたであろう。

このようにみると、郷亭の数は、下郷では二亭、都郷では三亭とみてよからう。だが、はたしてそうであろうか。いま、かりに都郷を三亭、下郷を二亭として、天下の郷亭総数を出すと

$$〔三亭 \times 一五八九都郷〕 + 〔二亭 \times (六六二二郷 - 一五八九都郷)〕$$

$$\parallel 一四八三三亭$$

となり、『漢書』「百官公卿表」所載の全国総亭数二万九千六百三十五と著しくかけはなれてしまう。しかし、かりに「県方百里」という規定によって、県すなわち都郷と都郷との間隔が百里であつたとし、そこに幹線道路がひかれていたとすると、県の総数が千五百八十九であるから、幹線道路の長さは、延べ十五万八千九百里だつたことになり、そこに十里おきに一路亭をおいたとすると、路亭の総数は

$$一五八九〇〇里 \div 一〇里$$

$$\parallel 一五八九〇亭$$

あつたことになり、この路亭数とさきの郷亭数を加えると

$$一四八三三亭 + 一五八九〇亭$$

$$\parallel 三〇六九〇亭$$

となり、「百官公卿表」所載の全国総亭数二万九千六百三十五亭に殆んど近い数が得られる。その差は九百五十五亭、誤

差わずかに三パーセントである。これによってみると、「百官公卿表」のいう総亭数は、郷亭と路亭とを加えたものであったと見做され、そしてこれによって、さきに私が、亭の数を、都郷三亭、下郷二亭としたことが正しかったことが立証されよう。

さて都郷の形が図Ⅱのごとくであれば、県城は、郷の中心すなわち第二番目の亭のあるところにおかれたであろう。この場合、第三番目の陌と第八番目の陌の上にあった郷城はこわされ、その住民は、県城に移されたと認められる。そのことは、『漢書』卷四三「叔孫通伝」に「それ、天下は一家となし、郡縣の城を毀し、その兵を鏖よす」とあるように、漢は天下を統一すると地方の旧城をこわし、そして『漢書』卷一「高祖紀」下に「六年（紀元前二〇二）冬十月、天下の縣邑に令し、城せしむ」とあるように、独自に城を經營していることによって、察せられる。そして、都郷の県城のおかれたところにある亭を都亭といい、他を下亭といい、下郷の郷城のあるところにおかれた亭を都亭といい、他を下亭といった。だとすれば、亭部の戸数は

都郷都亭Ⅱ城外六〇〇戸＋城内一〇〇〇戸Ⅱ一六〇〇戸

都郷下亭Ⅱ城外六〇〇戸

都郷下亭Ⅱ城外八〇〇戸

下郷都亭Ⅱ城外六〇〇戸＋城内五〇〇戸Ⅱ一一〇〇戸

下郷下亭Ⅱ城外四〇〇戸

だったことになろう。このように、亭部は、面積が一定していても、戸数はさまざまであった。これによって、日比野丈夫氏が指摘された「亭とは、土地を管理し、人を管理するものではない」ということが、了解されると思う。

秦漢政府は、この県（Ⅱ都郷）・郷・亭・里の原型によって、既存の耕地・聚落を整理したのである。この場合、県・郷・亭の分け方について、既存の聚落をまず一定面積すなわち十里四方の亭に分け、ついでその中に住む戸数の多少、聚落

の重要さによって、そのあるものを郷とし、それに一定面積内にある亭を管理させ、同じように郷の重要なものを県とし、それに一定面積内すなわち大率百里四方内にある郷を管理させたという解釈が、今日、大勢を占めている。しかし、そうではなく、まず一郷千頃、千五百戸という標準に照らして既存の聚落を郷に分け、戸口の多少によって広さを伸縮し、ついでその中の大郷すなわちおおむね二郷分に発達した聚落に県治をおき、それにおおむね百里四方にある諸郷を統轄させ、その中に住む戸口の多少によって広さを伸縮し、ついで郷の幹線道路に十里おきに亭をおき、これに一定面積すなわちおおむね六百頃の治安確保・郵便制度維持と地籍をまかせたのである。だから亭はむしろ郷が設定されたあとからおかれたのであり、郷という既存の組織とは別に上から新たにつくられた統治機関であった。ただ、それが城を持ち、土地を支配したことから、県（＝都郷）や郷と同じ聚落の性格を持つようになったのである。とはいえ、勿論、亭城がすべて新たに設けられたわけではなく、既存の聚落に適当な城があれば、それを利用して亭城に比定したであろうし、また亭間の距離も、必ずしも十里ではなかった。それゆえ亭部にも、また若干の広狭があった。それを『漢書』「百官公卿表」が「県は大率方百里。その民稠ければ則ち減じ、稀ければ則ち曠ぐ。郷・亭またかくの如し。みな秦制なり」といっているのである。

月三一日)

- ① 岡崎丈夫『魏晉南北朝通史』五八〇～五八一頁
- ② 伊藤徳男「漢代の郵について」
- ③ 小畑龍雄「漢代の村落組織に就いて」
- ④ 勞翰「漢代的亭制」《中央研究院歴史語言研究所集刊》第三本、一九五〇年）、『秦漢史』（一九五二年、台北刊）一二四頁、「居延漢簡考証」《居延漢簡考釈之部》一九六〇年、所収）
- ⑤ 松本善海「秦漢時代における亭の変遷」
- ⑥ 王毓銓「漢代『亭』与『郷』『里』不同性質不同行政系統說——「十里一亭……十里一郷」弁正——」《歴史研究》二、一九五四年）、「漢代『亭』的性質和它在封建統治上的意義」《光明日報》一九五五年三
- ⑦ 蔡美彪「漢代『亭』的性質及其行政系統」《光明日報》一九五四年十二月二三日）
- ⑧ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」
- ⑨ 曲守約「漢代的亭」
- ⑩ 嚴耕望「中国地方行政制度史」上編（一五七～六六頁）
- ⑪ 宮崎市定「東洋の古代」
- ⑫ 好並隆司「漢代郷里制の前提」
- ⑬ 第二節註②参照。
- ⑭ 第二節註④参照。

⑮ 第二節註⑭参照。

⑯ 池田雄一「漢代における里と自然村について」

⑰ 越智重明「漢魏晉南朝の郷・亭・里」

⑱ 松本善海「秦漢時代における亭の変遷」。芳翰氏は「積漢代之亭障与烽燧」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』第一九本、一九四八年)で、辺境の候・燧と内地の郷・亭とが対応していることを明らかにされているが、氏は、内地の郷亭がさきで、辺境の候燧は二次的なものとされている。

⑲ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」

⑲ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」

⑳ 宮崎市定「中国における聚落形体の変遷について」

㉑ たとえば、書道博物館所蔵の漢光初元年(一七八)の地券に

光初元年十二月丙午朔十五日、平陰都郷市南里曹仲成、同県男子陳胡奴より、長谷亭部馬領佰の北の家田六畝を買う。……とある。

㉒ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」

四 五里一郵、郵間相去る二里半について

では、『続漢書』「百官志」の劉昭注補所引の『漢官儀』に「十里に一亭を設く。亭長、亭候あり。五里一郵、郵間相去る二里半、姦盜を司どる」とあるのは、どう解釈すべきか。郵が五里間隔におかれているのに、郵間二里半ということも、理屈にあわない。

伊藤徳男氏は、この『漢官儀』の記事は、郵がある距離ごとに設置されている後世の例からみれば、五里間隔に一郵をおいたとみて差支えないが、漢の五里は日本の約半里で、当時いかに諸種の点で不備不便があったとしても、余りに近すぎる。また五里一郵と関係があると認められる十里一亭は、岡崎文夫氏がいわれたごとく、十部落に一亭をおくと解すべきであるから、五里一郵は、もともとは五部落に一郵をおいたことであるとみるべきである。それを応劭が、「五里一郵、郵間相去る二里半」とし、あたかも五里間隔に一郵をおいたかのごとく書いているのは、漢代に郵が置と改められ、置が遠近の間を計っておかれていたので、「五里一郵」という伝文を五里間隔に一郵をおいたと誤解し、その管理区域を二里半として「郵間相去る二里半」なる句を附会したのであらう、といわれている。①これに対し、敵耕望氏は、『史記』卷五五「留侯世家」二五「索隱」所引の『漢旧儀』に「五里一郵、郵人の居間、相去る二里半」とある「郵人居間」の「人居

を「亭」の誤りとし、これを「郵亭の間、相去る二里半」と改められ、亭から二里半はなれたところに郵をおき、郵と郵との間隔が五里であったと解されている。^②

たしかに、郵には「行書の舎」（『説文』）のほかに、「とがめる」という意味があり、姦盜の取り締りを行っており、その管轄区域が設定されていたと考えられる。しかし、「百官志」の「姦盜を司どる」という文は、上の「亭長・亭候あり」をうけたものであって、この記事は、亭長が郵（漢旧儀）の記事に従えば、郵人の居から二里半はなれたところの治安の責任を負うということを行っているのであって、郵が二里半の間の治安維持にあたったといっているのではない。そこで、敵耕望氏のように、「郵間相去る二里半」を「郵亭の間、相去る二里半」とし、亭から二里半はなれたところに郵をおき、郵と郵との間隔を五里とすると、亭と亭との間隔が十里であるから、亭と郵との間隔はつねに二里半となり、甚だ具合よく解釈でき、越智重明氏もこれに従われている。^③

しかし、さきに明らかにしたように、漢制によると、郷内阡上の亭はすべて陌の上にあった筈であり、郵は畷の上にあるべきであり、そして陌と陌との間隔が一〇〇〇步Ⅱ三・三分の一里、畷は陌と陌との中央、陌から五〇〇步Ⅱ一・三分の二里はなれたところであったのであるから、敵耕望氏のようにみると、もし亭を陌の上におけば郵が畷の上に来なくなり、またもし郵を畷の上におけば亭が陌の上に来なくなってしまう。だいたい、漢代の人衛宏の手になる史料の価値の高い『漢旧儀』の記事は、むやみに訂正すべきではない。

郵は、唐の司馬貞が「郵はすなわち今の候なり」（『史記』「留侯世家」索隱）と注しているように候である。亭もまた『史記』卷一一〇「匈奴伝」「正義」が顧胤の説をひいて「亭は候望の居る所なり」といっているように、候であった。そしてともに斥候・警察・郵通のを行っていた。ただ、亭は郵の大きなもので、これが行旅の宿泊施設をもっていたため、亭とよばれたのであり、そのことを『風俗通』が「亭は留なり。蓋し行旅の宿会に館とする所なり」といっているのである。だから、亭は郵を兼ねていたのであり、郵は亭の出張所のようなものであった。ここに亭長の郵通・警察管区と、

郵人すなわち郵の役人の郵通・警察管区との間に境界が必要となったのであり、そして亭と郵との間隔が五里であったから、それを二里半ずつに分けたと考えられる。『漢旧儀』に「五里一郵、郵人の居間、相去る二里半」とあるのは、そのことをいったものである。ただし、この場合、勿論郵は地籍事務を行なっていなかったから、その地籍は、すべて亭長が管理した。

そこで、『漢官儀』の記事を『漢旧儀』によって補って亭・郵の関係をみると、「十里ごとに一亭を設く。亭には亭長、亭侯がいる。亭から五里はなれたところに郵をおく。亭長は郵の役人の任んでいるところから二里半はなれたところの姦盗取り締りを行なう」ということになる。このようにみれば『漢官儀』の「五里一郵」と「郵間相去る二里半」とを、矛盾なく解決できる。

① 伊藤徳男「漢代の郵について」

② 巖耕望『中國地方行政制度史』上編(六一)六二頁。

③ 越智重明「漢魏晉南朝の郷・亭・里」

五 県方百里と県城について

さて、私は、別稿にて『漢書』「百官公卿表」に「県大率方百里」とあるのは、県すなわち県治がおかれた都郷の大きさが、周囲おおむね百里ということと、その都郷が、おおむね百里四方内にある郷すなわち下郷を管轄するということと、二通りの意味があるとし、「百官公卿表」は、前の場合のことをいったものであるとした。^①

この「百官公卿表」の記事について、松本善海氏は、これを百里四方ととられ、かつこの記事のまえに「大率十里一亭、十亭一郷」とあり、この記事のあとに「その民、稠おほければ則ち減じ、稀すくければ則ち曠ひらぐ。郷・亭またかくの如し。みな秦制なり」とあるので、「十里一亭」は「県方百里」と同じく亭の大きさを示したものであると解し、亭の大きさを十里四方とされ、諸家の多くはこれに従っている。しかし、先に明らかにしたように、「十里一亭」とは、十里間隔に一亭をおく

ということであり、郷内におかれた亭の管轄する亭部の大きさは六百頃、郷の大きさは千頃であった。そして、「百官公卿表」が「県大率方百里。その民稠おほければ則ち減じ、稀すくなければ則ち曠ぐ。郷・亭またかくの如し」といい、県の境域の設定の仕方と、郷・亭のそれとの間に、特別な区別をしていないところからみて、ここにいる県の広さは、県治のおかれた郷すなわち都郷の広さをいっていると見做される。その都郷の広さは、先述のように二阡陌二郷分であり、一阡陌の大きさは、タテ五〇〇〇歩一八・三分の二里、ヨコ二四〇〇歩二二四八〇〇歩一六里であるから、一都郷の大きさは

タテ一八・三分の二里×二

＝三三・三分の一里

ヨコ一六里

周囲長さ九八・三分の二里

であり、これを「百官公卿表」が「県大率方百里」といっているのである。

だとすると、一都郷の面積は、二阡陌分

一〇〇〇頃×二二二〇〇〇頃

であり、その戸数は

城外二〇〇〇戸＋城内一〇〇〇戸

＝三〇〇〇戸

である。

それならば、一都郷はだいたいいくつくらいの下郷を管轄したか。『漢書』「百官公卿表」所載の元始二年の統計と認められる県・郷数によってみると、一県平均の郷数は

（六六二三郷－一五八七都郷）÷十一五

八七県Ⅱ四・一七郷

卅四郷

である。ただし、このうち一つが都郷であり、あとの三郷が下郷である。

だとすると、一県平均の耕地は

$$二〇〇〇頃+(一〇〇〇頃\times三郷)$$

Ⅱ五〇〇〇頃

だったことになろう。この数は、『漢書』「地理志」所載の元始二年の統計と認められる全国墾田総額八千三百七十万五百三十六頃を県数で割った数、すなわち

$$八二七〇五三六頃\div一五八七県$$

Ⅱ五二一一頃

とほとんど一致する。そこでつぎに、同書同志所載の可耕地未墾田総額三千二百二十九万九百四十七頃を県数で割ると、一県平均

$$三三二九〇九四七頃\div一五八七県$$

Ⅱ二〇三四七頃

卅二〇〇〇頃

の可耕地未墾田があったことになる。そこで、もし「県大率方百里」が、百里四方を意味するとすると、県の面積は

$$〔三〇〇歩\times一〇〇(〇)\times三〇〇歩\times一〇〇(〇)\div(二四〇歩\times一〇〇歩)〕$$

Ⅱ三七五〇〇頃

であり、そして一県平均の墾田と可耕地未墾田の総額が、さきにより

五〇〇〇頃十二〇〇〇頃

＝二五〇〇〇頃

であるから、一県のちょうど三分の二が墾田と可耕地未墾田だったことになる。だとすると、その残りの三分の一、すなわち

三七五〇〇頃―二五〇〇〇頃

＝一二五〇〇頃

が、邑居道路山川林沢だったことになる。

このようにみてくると、この比率が、魏の李愷のいう

地方百里、提封九万頃、山沢邑居を除き、参分して一を去れば、田六百万疇と為る（『漢書』「食貨志」）

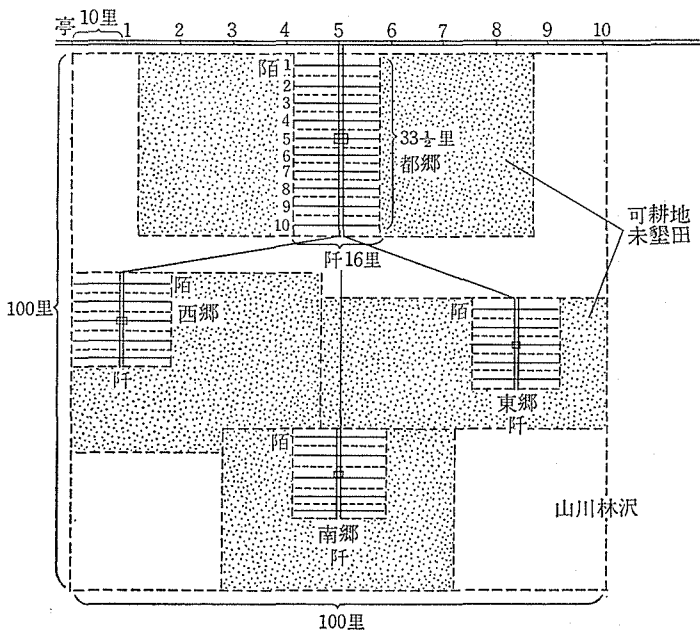
という諸侯の封地における墾田と山沢邑居との割りあいとぴったり一致しているのに注目されよう。李愷は、いうまでもなく魏の文公（？紀元前三九六年）につかえた法家の思想家で、地力を尽す法を説いた者である。これによってみると、秦漢の郷制は商鞅（？紀元前三三八年）の阡陌制によったものであり、その県の制度は商鞅の先輩にあたる李愷の説がとりいれられていたと認められる。私は、以上のことから、秦漢の県郷制は、李愷の尽地力法と商鞅の阡陌制に由来するものであり、「百官公卿表」の「県大率方百里」というのには、周田約百里ということと共に、百里四方という意味もあったと考える。これによって当時の県のモデルを図説すれば、図Ⅲのごとくである。

さて、それならば、県の役所のおかれた県城は、その都郷のどこにおかれたか。郷には郷治がおかれた郷城と、亭がおかれた亭城とがあるから、その郷が県に指定された場合、県城は当然そのどれかが選ばれたであろう。そして郷治・亭治とも、さきにもたように阡と陌とが交差するところにあつたから、県城もまた、阡と陌とが交差するところにあつた筈である。

ところで、ここに河北省武安県南方の午汲古城とよばれる古城の発掘報告がある^②。これは、戦国時代の武安邑、漢代の武安県城ともいわれるが、東西八八九メートル、南北七六八メートルのやや長方形の城壁をもち、城壁の高さは三メートルないし六メートル、基底の幅は八メートルないし一三メートルである。城壁の東・北・西の三面の中間に一〇ないし一五メートルの断欠があつて、昔の城門のあととみられ、南面の少し西よりのところに同じものあとらしきものがみられる。城の内部は、中央に東西南方向に幅六メートルの街路が一条貫通し、南北には各々幅一・五メートルの四条の街路があつたと想定される。この城壁と街路によって区切られた十個のブロックが漢代の里であると認められるが、その形は南北に細長く、もし十個が同じ大きさであつたとすれば、一里の大きさは、東西約一七五メートル、南北三八〇メートルである。この里に、おおよそ百戸の家があつたと認められる。恐らくこれは、東西に発達した阡と、南北にひかれた陌との交差するところに築かれたものであろう。城外の阡陌は、城内に入ると街とよばれる。そして、十街を一術といつた。

ところで、私はさきに一里の大きさを二四〇歩×五〇歩とした。城外陌上の閭里は一里であるが、郷城の閭里は、郷城

図Ⅲ 県方百里について



の住民が五百戸であるから五里だったことになり、そして県城の閭里は、県城の住民が二下郷分、千戸であるから十里だったことになる。武安県古城も、まさしく十里であるから、当時の県城の様式と一致するが、タテ二四〇歩×ヨコ五〇歩の里を、ヨコに五つ、タテに二列並べると、四八〇歩×二〇〇歩、従って周囲長さ一三六〇歩、四里であるのに対し、武安県城は、周囲三三一四メートル、そして当時は四一四メートルが一里であったから、八・三里である。これは、当時としては大きな方ではなかったか。

『戦国策』「趙策」襄文王下に、「古は四海の内、分かれて万国となる。城大といえども三百丈をすぐるものなく、人おおしといえども、三千家をすぐるものなし」とある。さきにもみた秦漢時代の県城は、周囲四里、住民千戸、そして城下に二千戸をもっていた。これによってみると、上古に大国とよばれていたものが、秦漢時代に県にされたといえると思う。

- ① 古賀登「漢長安城の建設プラン」
- ② 第二節註⑮参照。

六 県郷亭里制度による秦漢の地方統治プラン

以上に見てきたことから、漢代の地方統治が、意外にも一つの原則によって、整然と行なわれていたといえると思う。そこで、つぎに、改めて『漢書』所載の元始二年のものとして認められる田土・戸口統計、県郷亭数を検討し、秦漢の地方統治プラン、国土計画が、いかなる原理によってたてられ、かつそれが何に由来するものであるかを、明らかにしたい。統計の全文は

凡そ郡国一百三、県邑千三百一十四、道三十二、侯国二百四十一。地、東西九千三百二里、南北万三千三百六十八里。提封田一万四千五百一十三万六千四百五頃。其の一万万二千五百五十二万八千八百八十九頃、邑居道路山川林沢の墾、墾すべからず。其の三千二百二十九万九百四十七頃、墾すべくして墾さず（原文に「可墾不可墾」とあるのは、「可墾未墾」の誤り）。定墾田八百二十七万五千三十六頃。民戸千二百二十三万三千六十二。口五千九百五十九万四千九百七十八。漢の極盛なり。（地理志）

列侯食する所の県は国といい、皇太后・皇后・公主食する所は邑といい、蛮夷あるは道という。凡そ県道国邑千五百八十七、郷六千六百二十二、亭二万九千六百三十五。（『百官公卿表』）

のごとくである。「地理志」の田土統計は、邑居道路山川林沢と可墾未墾田と定墾田とを加えたものを提封田から引くと、二百四万六千三十三頃の誤差が生じるが、これは、墾田、可耕地未墾田額の誤りというよりも、邑居道路山川林沢額なしは提封田額に誤りがあったとみるべきであろう。

さて、東西九千三百二里、南北一万三千三百六十八里を方形と仮定して漢の総面積を出すと、

九三〇二里×一三三六八里

＝(三〇〇歩×九三〇二)×(三〇〇歩×一三三六八)＝一一一九二四二四〇〇〇平方歩÷(二四〇歩×一〇〇歩)

＝四六六三〇九二六〇頃

である。従って唐の顔師古が、提封田に注して、「提封なるものは、その封疆を大挙するなり」といい、これを総面積ととったのは、正しくない。提封田とは、文字通り、諸侯の封に提しうるところの田という意味で、人間の近づき得ないような大山巨沢を除いたものである。右によると、提封田は、全国総面積のいたい三分の一と見做されていたと認められる。

提封田のうち、実際に県がおかれたところは、県の封域を百里四方とすると

三七五〇〇頃×一五八七県

＝五九五一一五〇〇頃

＝六〇〇〇万頃

である。墾田と可耕地未墾田は、当然その中であつた筈であり、その額は

八二七〇五三六頃十三二九〇九四七頃

≡四〇四六一四八二頃

≡四〇〇〇〇万頃

である。これは、県置されたところの総面積の三分の二にあたる。だから

六〇〇〇万頃―四〇〇〇万頃

≡二〇〇〇万頃

が県置されたところにある邑居道路山川林沢であったことになる。この山川林沢は、県が管理し、県民の利用に供していと考えられる。邑居道路山川林沢のうち、残りの部分は、國が管理していた。ときおり、皇帝の恩恵としてとられた「山沢の禁をゆるめ、民とその利を共にす」という措置は、民にこの部分の利用を許したということである。

五〇〇〇頃

一県平均の可耕地未墾田は

二〇〇〇〇頃

一県平均の邑居道路山川林沢は

一二五〇〇頃

一県平均の郷数は

四郷（うち都郷一、下郷三）

従って、一郷平均の耕地は

一〇〇〇頃

一郷平均の可耕地未墾田は

二〇〇〇〇頃十(一都郷二郷分)十三下郷二四〇〇〇頃

一郷平均の戸数は

一五〇〇〇戸(うち城内五〇〇〇戸、城外一〇〇〇〇戸)

であり、都郷は、その倍。そして、都郷に三亭、下郷に二亭がおかれた。

以上のことを大観すると、盛漢時の人は、全国の総面積を約一万里四方二四六三〇万頃、四四五〇〇〇万頃と考え、その三分の一の一五〇〇〇万頃を提封田とし、そのうち一一〇〇〇万頃を邑道路山川林沢とし、六〇〇〇万頃に県置し、県内の八〇〇万頃を耕地、三二〇〇万頃を可耕地未墾田とし、県数一六〇〇、郷数六四〇〇(うち一六〇〇都郷、四八〇〇下郷)、一郷一〇〇〇頃、一五〇〇〇戸(うち五〇〇〇戸城内、一〇〇〇〇戸城外)とし、そして亭数を、郷亭二(一六〇〇×三)十(六四〇〇一六〇〇)×二二二四四〇〇、路亭二一六〇〇〇、計三〇四〇〇〇亭おくのが至当であると考え、そのような地方統治プランに従って地方の村落・都市を整理したと認められる。

それにしても、そのような考え方は、どのような原理を基礎として出てきたものであろうか。さきに私は、『漢書』の田土統計、県郷数によると、百里四方の県内における墾田と可耕地未墾田をたした田額と、邑道路山川林沢との比率が、李悝の尽地力法という地方百里の諸侯の地における墾田額と邑居山川林沢との割りあいと、ぴったり一致することを指摘した。この李悝の「地方百里。提封九万頃。山沢邑居を除き、参分して一を去れば、田六百万晦となる」という諸侯の土地について、宮崎市定氏は、周圉に六万畝すなわち六百古頃(注)の耕地をもち、さらにその周圉に三万畝すなわち三百古頃(注)の山沢をもち、十里四方の土地を支配する邑——氏は、これが漢代に亭となったとされる——を、凡そ百個集めた地域を意味しているに違いない、といわれている。しかし、私は、そうは解さない。李悝のいう地方百里の侯国は、中心に上古の大城とよばれる規模の三百丈の城と三千戸の戸をもつ邑が、百里四方内にあるその半分くらい(注)の邑をいくつか支配し、その全土の三分の二の六百古頃を耕し、残りの三分の一の三百古頃を邑居山川林沢としていたものと解する。この李悝の

いう侯国と、漢代の県との違いは、侯国では全土の三分の二の可耕地を全部耕していたのに、漢の県では、可耕地の五分の一を耕し、五分の四を未墾田として残している点にある。一方『商君書』によると、商鞅の法は、良田が十分の四、悪田が十分の二、邑居道路山川林沢が十分の四である。それというのは、秦は魏に比し、後進地帯であるから、十分の六の可耕地のうち、三分の二を耕し、三分の一を悪田として残したのであり、天下を統一した漢は、一兆数千万頃を越す提封田を有したから、可耕地の五分の四を未墾田として残したのである。^②

このようにみると、秦漢の県郷亭里制度は、魏の李悝の尽地力法と秦の商鞅の阡陌制の原理によってつくられたものといえることができる。尽地力法は、人力と地力を尽す富国の策であり、阡陌制は、「かつ耕し、かつ戦う」強兵の策であった。だから、県郷亭里制度による秦漢の地方統治プランは、李悝の富国策と商鞅の強兵策を継承したものといえよう。

① 宮崎市定「東洋的古代」

② 古賀登「阡陌放―二四〇歩―一畝制の成立問題を中心として―」（『史学雑誌』近刊号）参照

結 び

秦漢の村落・都市制度の県郷亭里制度については、それを伝えている史料に種々矛盾したところがあり、またそれが漢の田土・戸口統計、県郷亭里数とあわないため、容易にその全貌がつかめない現状にある。

しかし、伝文の「十里一郷」とは、百家一里の村落十で一郷とするということであり、「十里一亭、十亭一郷」とは、幹線道路の十程里おきに一亭をおき、十亭ごとに一郷をおくということであり、「十里に一亭を設く。亭長・亭候あり。五里一郵。郵間相去る二里半、姦盜を司どる」とは、亭と亭との中間、亭から五里はなれたところに郵をおき、亭長と郵人がそれぞれに二里半の間の治安の責任を負うということであり、「県大率方百里」とは、県すなわち都郷の大きさが、周田約百里であり、同時にその都郷が、約百里四方内にある諸郷を管轄するということであり、このように解釈すれば、

すべてこの史料を矛盾なく理解できる。

私見によれば、一郷の大きさは、千頃。これは一阡陌の大きさである。そして、一郷の戸数は、千五百戸。そのうち千戸が城外陌上の里に、五百戸が城内の里に住んでいた。だから、秦漢の郷制は、正しくは「十五里一郷」ないしは「一城十里、一郷」である。それを「十里一郷」としているのは、役人・軍人・商工業者などの住む城内の里を除き、農民の住む城外陌上の里の数をいったものである。そして郷は、その周囲に、約四倍の可耕地未墾田をもっていた。

郷のうち、大郷に県治をおき、それに約百里四方内にある諸郷を管理させた。都郷の大きさは、二郷分、二阡陌、戸数は三千戸、うち二千戸が城外陌上の里に、千戸が城内の里に住んでいた。一都郷は、平均三つの下郷を管理した。だから、一県の耕地は五千頃、可耕地未墾田が二万頃、それらは県の総面積の三分の二にあたり、残りの三分の一の一万二千五百頃が邑居道路山川林沢であった。そして、幹線道路の上に、十里おきに亭をおいたが、都郷には、その幹線道路の陌上に三亭、下郷には二亭をおき、その亭の長の亭長に、亭部の治安確保・郵通制度の維持とともに地籍管理の責任を負わせた。秦漢の県郷亭里制度について、伝文のいう制度と、漢の田土・戸口統計、県郷亭里数との間にズレがあり、従って、伝文のいう制度は、架空のものか、ないしは制度はあっても実際には行なわれていなかったというのが、従来の一般的な見方であるが、県郷亭里制度をさきのようにみると、漢代に、この制度が、勿論時代により、地方によって差違はあったが、まさしく制度通りに行なわれていたと認められる。

秦漢時代の農民が、城内に住んでいたか、城外に住んでいたか、今日、意見が分かれるが、私は、城外陌上の里に住んでいたと考える。また、県・郷・亭・里の設定の仕方について、従来は、まず既存の耕地・聚落を一定の広さの亭部に分け、亭の大きなものに郷治をおき、それに一定面積内にある亭を支配させ、郷の大きなものに県治をおき、それに一定面積内にある郷を支配させたと考えられているが、私は、まず一定の広さと戸口の多少によって郷を定め、郷内の幹線道路の上に一定間隔に亭をおき、その亭の長の亭長に一定面積内の治安維持と地籍管理の責任を負わせ、郷の大きなものに県

治をおき、それに一定面積内にある諸郷を統轄させたと解する。つまり、秦漢の地方行政単位の組み方は、郷が基礎とされ、その中に亭をおき、上からの支配を貫徹させたと考えられる。

その郷は、先述のように一阡陌からなりたっていた。この阡陌とは、秦の商鞅がつくった阡陌制の阡陌であり、その阡陌制は「かつ耕し、かつ戦う」強兵の策である。また県は、百里四方で、その三分の二を墾田および可耕地未墾田とし、三分の一を邑居道路山川林沢とした。この比率は、魏の李悝の尽地力法にいう、地方百里の諸侯の地における墾田と山沢邑居の割りあいと同じである。尽地力法は、いうまでもなく、「地力を尽し、人力を尽す」富国の策である。ただ、李悝のいう尽地力法は、地方百里の提封田の三分の二の可耕地すべてを耕していたのに、漢の県では、可耕地の五分の一だけ耕し、残りの五分の四を未墾田として残した。それというのは、漢の県制が商鞅の阡陌制によっており、商鞅の阡陌制が徙民と開墾とによる作邑の制であったからである。天下を統一し、広大な提封田を手に入れた漢は、これによって国土を経営し、地方を統治した。この意味で、秦漢の県郷亭里制度は、李悝の富国策と商鞅の強兵策という法家の思想家の政策をうけついで、極めてリアルな政策であったといわなければなるまい。

（早稲田大学教授）

foundation of the manors belonging to Kongobu-ji temple 金剛峯寺 was, like most of the others, shaken in those days. In the 15th century, however, manor control system of Kongobu-ji was reorganized by means of so-called “Bunden-rule” 分田支配, first of all, over the manors around the temple.

In throwing light on the characteristics of the manors belonging to Kongobu-ji, I think it important to clarify that process—from shaking to reorganization—and its significance, especially in connection with the transition of the rural social structure. To our regret, we can find few studies on this problem from such points of view. Even the fundamental process of transition of the manor control system has never been made clear.

In this article I would like to take the case of Arakawa manor 荒川莊 in Kii province 紀伊國, and intend to grasp the change of its control system as the process from “Zaika-rule” 在家支配 to “Bunden-rule”. I would like to take up this problem from two viewpoints as follows; one, to consider the control over the land-tax on Kodan 公田; the other, to investigate into the contradiction between lord of the manor and peasants. These two viewpoints may look like a matter of course. But the former studies left something wanted in this respect as I have showed definitely in my article on “Akuto” 悪党 and the donation of “Daraniden”. 陀羅尼田. These two viewpoints will enable us to make the significance of “Bunden-rule” system clearer.

The Principle and Origin of the *Hsien* 県

Hsiang 鄉 *T'ing* 亭 *li* 里 · system

by

N. Koga

The problem of the *Hsien* 県 *Hsiang* 鄉 *T'ing* 亭 *Li* 里 · system in the *Ch'in* 秦 and *Han* 漢 period has been very controversial subject hitherto. For the descriptions of the history books on this system contradict one another and don't accord with the statistics in the *Han* 漢 period.

However, we can not only understand all the descriptions without confusion, but also find their correspondence with the statistics, if we presume as follows.

That, in the *Ch'ien-mo* 阡陌 system by *Shang-yang* 商鞅 in the *Han* 漢 period, one *Ch'ien-mo* 阡陌 consisted of ten square sections of cultivated land, each of which was 5,000 Pus 步 long and 2,400 Pus 步 broad, one hundred *Ch'ings* 頃 in area and bordered by lanes. And every grown-up man in a single family received one *Ch'ing* 頃.

That, one *Hsiang* 鄉 consisted of one *Ch'ien-mo* 阡陌, 1,500 doors—among them, 500 doors were included within castle zone.—, *Tou-hsiang* 都鄉 consisted of two *Ch'ien-mos* 阡陌, and, *Hsien* 県 consisted of one *Touhsiang* 都鄉 and three *Shiahhsiangs* 下鄉 within one hundred *lis* 里 around. And, one *T'ing* 亭 every ten *lis* 里, one *Tou-hsiang* 都鄉 every one hundred *lis* 里 were set up.

According to the statistics in the *Han* 漢 period, one *Hsien* 県 consisted of 5,000 *Ch'ings* 頃 of cultivated land, 20,000 *Ch'ings* 頃 of uncultivated arable land, and 15,000 *Ch'ings* 頃 of villages, hills, rivers, forests and swamps. This description accords with the ratio of the area of the cultivated land to that of villages, hills, rivers, forests and swamps in the feud country (侯国) within one hundred *lis* 里 around, described by *Li Huang* 李煌 in the *Wei* 魏 period.

Consequently, we can recognize, the *Hsien* 県 *Hsiang* 鄉 *T'ing* 亭 *Li* 里 · system in the *Ch'ing* 秦 *Han* 漢 period came from both *Chin-Ti-Li* 盡地力 theory by *Li-Huang* 李煌 and *Ch'ien-mo* 阡陌 system by *Shang-Yang* 商鞅.

A Study of Feminism in Victorian England :

around the victorian governesses

by

S. Nishimura

The feminist movement in England was one of the most striking social movements led by direct organized action during the period between the beginning of the Victorian age and the first World War. The initiative of this movement was taken consistently by the middle-class women and